

平成22年度 第1回山北地区地域審議会 会議録

- 1 開催日時 平成22年6月21日(月) 午前10:00～午前11:40
- 2 開催場所 さんぼく会館 集会室
- 3 出席委員 富樫幸生、佐藤勝敏、佐藤庄平、佐藤均、富樫保晴、富樫賢一、
初野弥一、斎藤寅二、國井千壽子
- 4 欠席委員 平方一生、富樫榮晴、佐藤貞榮
- 5 出席職員 本庁 相馬企画部長、竹内まちづくり推進室長、船山係長
支所 加藤市民生活課長、菅原地域福祉課長、増子建設水道課長代理
斎藤産業課長 佐藤教育課長
(事務局) 斎藤支所長
地域振興課 板垣副参事、村山主査、青木主任
- 6 傍聴者 なし
- 7 会議次第 別紙のとおり
- 8 会議経過 別紙のとおり

平成22年度 第1回山北地区地域審議会 次第

日時：平成22年度6月21日（月）午前10時～
会場：さんぼく会館 集会室

1 開 会

2 あいさつ

3 委嘱状交付

4 正副会長選出

5 報 告

(1) 合併市町村基本計画掲載事業の進捗状況について

(2) 平成21年度地域審議会からの意見書について

6 議 事

(1) 今年度の地域審議会の進め方について

7 その他

8 閉 会

会 議 経 過

1 開会(10:00)

事務局： 本日はお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。会議に入ります前に本日の会議資料の確認をさせていただきます。

本日使用します資料は会議次第と、次第に記載しました「配付資料」にあります資料1から資料5までと、その他参考資料としまして合併基本計画書及び村上市総合計画書の持参をお願いしております。以上ですがよろしいでしょうか。

委 員： はい。

事務局： それではただ今から平成22年度第1回山北地区地域審議会を開会いたします。最初に斎藤支所長からごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

支所長： 山北支所長の斎藤です。よろしくお願いいたします。

皆様方には2期目となります山北地区地域審議会の委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。また、本日は公私共にお忙しい中、平成22年度第1回山北地区地域審議会にご出席いただき、心から感謝と御礼を申し上げます。

地域審議会は、合併時における基本計画等の進行管理と実効性の確保を図り、新市における均衡ある発展と公平な行政サービスを担保するために各地区に設置されたものです。今年度も皆様方からさまざまなご意見をいただきながら、山北地区並びに村上市の発展につながる意義のある審議会にしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、事務局は前回同様、我々地域振興課が担当することになっていますが、平成23年度から本格的に取り組む協働のまちづくりは、支所が一体となって取り組むべき業務であると考えておりますので、今年度から支所の各課長も同席させていただき、皆様と一緒にまちづくりを目指していきたいと考えておりますので、ご了承をお願いします。

それでは引き続きまして本日出席しております職員を紹介させていただきます。なお、自己紹介とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(職員自己紹介)

3 委嘱状交付

事務局： それでは続きまして、3番の委嘱状の交付です。ここで委嘱状を交付させていただきます。

(委嘱状の交付)

4 正副会長選出

事務局： それでは次第の4番、正副会長選出ですがどのような決め方がよいかお伺いし

ます。

委 員： 事務局で腹案はありませんか。

支所長： 2期目でありますので、腹案は持ち合わせておりません。

委 員： 前会長を2年間皆様のご協力により務めさせていただきました。

前回やらせていただきましたし、副会長さんも退任しておりますので、今回新たに選んでいただきたいと思えます。

事務局： 今ほど前会長のほうからこのようなご意見がありましたが、皆さんいかがでしょうか。

委 員： 地域振興という大きな目標があるわけですから、会長にはこの地域の自治を管理していただいている総代さんたちの中から1人お願いしたいということと、産業振興の面からお1人という考え方がいいのではないかと思います。

委 員： 賛成です。

事務局： 今ほど集落自治の観点から、総代さんからと産業団体さんからというようなご意見が出ておりますがいかがでしょうか。

委 員： 地域代表ということで大毎の総代さんと、これから商工業は地域の振興なくして発展はありえないという観点から商工会長の2名の方をご推薦申し上げます。

委 員： 賛成。異議ありません。

委 員： 正副はお二人でお決めいただきたいと思えます。

支所長： それでは正式に会長には佐藤大毎総代さん、副会長には富樫商工会長さんをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局： それでは、会長、副会長が決まりましたので、この後の議事につきましては、地域審議会設置に関する協議書の第6条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、佐藤会長に議事を進めていただきたいと思えます。

会 長： 皆様からのご推薦により選出されましたので精一杯務めさせていただきます。地域振興には尽くしてきたと自負していますが、今度は全体を考えるとということになりますので、まだわからないことばかりですがよろしく願いしたいと思います。

副会長： 本日産業団体からは私1人の出席ということなので、産業団体を代表するという形で副会長を務めさせていただきます。

これから地域振興においては、産業団体でやるべきことがあろうかと思えますので、そちらの意見も提言していきたいと思えます。よろしく願います。

5 報告事項

(1) 合併市町村基本計画登載事業の進捗状況等について

会 長： それでは5番の報告事項といたしまして「(1) 合併市町村基本計画登載事業の進捗状況等について」事務局から説明をお願いします。

係 長： それでは説明させていただきます。合併市町村基本計画に登載されております事業の実施状況と、その事業が昨年度策定されました「第一村上市総合計画」にどのように反映されているかについて説明します。

皆様のお手元の資料3です。「事業名」の欄に列記されている事業については、

本日ご持参いただいた「合併市町村基本計画」の37ページ以降に掲載されている事業になります。

次に「実施状況」欄があります。この中の計画額は「合併市町村基本計画」の策定時における計画額を登載しております。その次の「平成20年度」と「平成21年度」にこれらの事業の実績額を示しています。

次に執行状況ですが、これらの事業について、「完了」「実施中」「未着手」というように、平成21年度末現在で、どのような状況であるかを示しています。

次に「総合計画掲載状況」についてですが、総合計画の中で具体的な事業を示したものが実施計画と呼ばれるものですが、その実施計画から掲載したものです。

この実施計画については前期計画4年、後期計画4年ということで、現時点におきまして25年度から28年度の計画については、展望計画ということで位置付けており、今後改めて後期計画を策定するわけですが、この資料におきましては、21年度から28年度までの計画額を掲載しております。計画年度も21年度から28年度までを掲載しております。

山北地区に限定した事業としまして、上から4番目、「地区生涯学習拠点施設整備事業」につきましては未着手で、総合計画でも25年度以降という位置付けになっています。これについては現在建設検討委員会でご審議いただいておりますが、支所庁舎についての建設事業が決まってからという位置付けです。

また、5-2の「地域情報基盤整備事業」ですが、情報ネットワークについては完了であります。

13番の「山北総合支所庁舎建設事業」であります。これについても21年度末現在は未着手でして、先ほど申し上げたとおり、建設検討委員会でご検討している最中であります。

続いて23番の「魅力ある集落づくり事業」については実施中であり、計画年度は21年度から23年度の計画となっています。

24番の「百姓やってみ隊推進事業」ということで、これについても継続して実施中で、21年度から28年度の計画に登載されております。

会 長： ありがとうございます。事務局の説明について皆さんからご質問がありましたら、お願いしたいと思います。

委 員： 資料3の計画に載っているものは、全部基本計画に載っていますか。

係 長： 載っていないものとして7番「神林東保育園（仮称）建設事業」は19年度事業ですが、これについても登載事業として扱っており、それを加えております。

委 員： それ以外は全部入っているということですか。

係 長： はい。

会 長： その他に皆さんありましたらどうぞ。

委 員： 13番の山北の庁舎の建設事業についてですが、年度からみて24年度までということですので、来年と再来年の2カ年計画と解釈をするわけですが、この6億3,500万円という予算は決定済みなのですか。

室 長： 山北総合支所庁舎の建設事業ですが、当初予算では競技設計の経費と設計の委託料だけ掲載させていただいております。

現在、委員会を2回ほど行っていますが、その中でのご意見が固まった後、事業費については結果を参考にしながら補正対応ということで、当初予算に建設費は計上しておりません。

設計と競技設計に関する経費のみ掲載されております。この額は総合計画で3億7,572万1千円ということになってはいますが、3月末時点でこの額です。

ただ、この額も流動的であるということをご理解いただきたいと思います。来年度、進捗状況を報告していく中で、予算化された額あるいは、入札等の結果を皆様にお示しできると思います。

委員： 山北地区において、情報ネットワークは完了したのでいいですが、合併の約束事に新庁舎の建設があったわけです。

今年は設計、来年は解体または本工事というように順序を追っていかないと24年にできないと認識していますが、進捗状況として今年は設計の段階で終わりという計画ですね。

支所長： 最後に「7 その他」でお話したいと思っておりましたが、支所建設事業の検討委員会を現在行っております。

2度開催しておりますが、その進捗状況を後ほどお話したいと思っておりますが、計画では今年度は競技設計から実施設計までを行いまして、23年度には建て替えを実施し、23年度で完了したいと考えております。

詳しいことについては「7 その他」でお話をさせていただきます。

会長： わかりました。その他に皆さんありますか。

委員： ありません。

(2) 平成21年度地域審議会からの意見書について

会長： それでは報告事項(2)の「平成21年度地域審議会からの意見書について」ですが、事務局から説明をお願いします。

室長： お手元の資料4をご覧くださいと思います。

昨年度、山北地区地域審議会から8点ほど地域活性化に向けてのご提言をいただいております。

総合計画は21年から28年までの8年間の計画です。その総合計画づくりの議論と、各地区の審議会での地域活性化に向けての議論が同時並行的に進んだというのが実情です。基本構想自体は8年間で作っていますが、先ほど説明のあったとおり、実施計画は、前期計画4年、後期計画4年です。後期計画は展望計画という形で、25年からの4年間は23年から24年で作りこむ形です。

昨年度いただいた意見書について、後期への課題を含め作らせていただいたものが「資料4」です。提言は昨年の審議会で皆さんがご議論された部分ですので、これについての市の方針のみをご説明させていただきたいと思います。

「資料4」の1番から4番まで「支所機能の充実」、「地域格差是正への配慮と地域特性を考慮した組織体制の確立」、「自治振興室の充実と個性を活かした地域活動への支援」、「協働のまちづくりへの積極的な支援」の方針については、いずれも関連のある事項ですので、一つにまとめさせていただきました。

合併以降、支所のあり方については各方面、各地域からご意見を頂戴しております。平成23年4月から部制を廃止する大幅な機構改革を予定しており、職員数については、ご意見のあった人員配置には、現在のところなっておりません。

施策の推進手法として「市民協働のまちづくり」という手法を導入し、平成23年度から本格的に始まりますが、問題点などがいろいろ出てくると思います。行政需要もいろいろ変わってくると思いますので、その変遷を踏まえながら検証し、適正な人員、さらに、どういう職員がこの地に必要かという人員配置をしていくというのが現在の市の方針です。

権限の見直しについてもご意見いただいております。

また、市民協働のまちづくりの関係になりますが、まちづくり協議会というものを推進母体として考えております。そこには、財政的な面での支援等の制度設計と合わせまして、権限の移行ということになるかわかりませんが、仕組みを検討していきたいと考えています。このことについては、22年度の地域審議会の場でも議論いただくという予定にしております。

組織以前に職員の資質向上についてもご提言いただいておりますが、地域づくりに関わっていく職員の育成など、いろいろな手法があると思います。現在自治振興室で計画しておりますが、いろいろな形での取り組みをして職員の育成を図っていききたいというのが現段階での方針ということです。

続いて5「地域に密着した新たな交通手段の早期導入」です。昨年度より村上市公共交通活性化検討委員会を組織し、当山北地区をモデルとしてアンケート調査を実施しました。山北地区内を5地区に分け、7つの会場で住民懇談会を開催させていただきました。22年度は、法に基づいた村上市地域公共交通活性化協議会という組織ができました。ここでは交通弱者といわれる高齢者や学生を中心に、公共交通のあり方を23年度から25年度の3カ年で国の補助による実証運行を行い、費用負担のあり方も含めて、持続可能な足の確保というものを、この3カ年で検証していくということです。当山北地区は特に高齢化が進んでいますので、デマンドタクシーなどの新たな交通手法も検討していかなければなりませんし、学生の保護者送迎の費用負担の軽減など、検討する課題はたくさんあると思います。使いやすく持続可能ということが肝心ですので、地域の皆様の意見を取り入れながら、市民と交通事業者、行政が一致協力して協働という形で地域の交通手段の確保を今後3年間の法定協議会で形を作り上げ、進めていきたいというのが現段階での市の方針です。

それから6番です。「安全・安心のための地域づくりへの支援」です。消防団員の定数は条例で定めてありますが、市全域で団員の確保というのが大きな課題となっているところです。市は、自主防災組織の設立などをご説明して、なんとかお願いしているところですが、この自主防災組織自体は市民協働のまちづくりの先駆的な活動と考えております。ぜひ、組織の結成というものを視野に入れながら、市民協働のまちづくりとセットで考えていただきたいと思っております。また、ご意見の中に地域事業所との連携のご意見もありました。地域事業所の消防団活動への協力は不可欠であり、工作中でも火事があればすぐに行かせていただ

けるという消防団協力事業所を登録いただいております。今後も自主防災組織を通じて協力体制づくりを進めていただきたいと思います。行政としては、団員が活動しやすい職場環境づくりのための支援は続けていきたいというのが現段階の方針です。団員が少ない、いないという直接的な原因である定住対策、少子化対策を進めていかなければ、根本的には変わらないという面を含め、定住、少子化対策に力を入れていきたいということです。

続いて7番です。「豊かな地域資源を活用した産業の創設」ということでご意見を頂戴しています。これについて、第1次産業の振興、農商工業の連携というのが不可欠となります。総合計画では戦略プロジェクトというものを定め、この中で産業元気プロジェクトというものを掲げております。その中には農商工の連携もありますし、それに基づいたものを事業計画の中で具体化していくということで現段階では推進していきます。本年3月には「地産地消推進計画」が策定され、この計画の中にも具体的な事業がありますので進めていきます。また、昨年度「産業等の活性化支援補助制度」も新たに設立しました。これも農商工連携を含む支援制度ですので、そのような形の中で支援していきたいというのが現段階での市の方針です。

最後になりますが、「若者のまちづくりへの参画推進」についてです。先ほどの定住との関連もありますが、やはり若い人がいれば地域が元気になり、地域の支えになっていくことは間違いないということで認識しているところです。まちづくりへの参画機会を創出する地域活性化の推進手法が市民協働のまちづくりですので、この中で参画しやすい方策を見つけるため一緒に議論をしたいと考えています。若者の定住、少子化、これは行政の大事な役目です。「企業設置奨励条例」というものがありますが、これは雇用を確保してもらうための企業への支援です。今年度この「企業設置奨励条例」を見直し、企業が使いやすい条例にして、企業の誘致を推進しながら雇用を確保していきたいというのが、総合計画の中での位置付けであり市の方針です。

会 長： ありがとうございます。ただ今8項目について市の方針を説明していただきましたが、皆さんからご意見がありましたらお願いしたいと思います。

委 員： 1番の支所機能の充実と2番の組織体制の確立の話ですが、本庁の部長さんもおられ、いい機会ですので私の所見を述べさせていただきます。

市の計画では23年度から支所の職員は50人、29年度からは35人という計画になっていますが、私が考えるに、4支所各々の特性があり、例えば山北地区であれば、農林水産業の多様な業種と観光も含めた産業を規模は小さいですが持っています。また、本庁から遠隔地にあり、地域の面積も広大で集落が点在していて、府屋から奥地までは20キロあるという地域事情を考えた場合、対比して考えると例えば荒川地区は半径2キロしかないという中で、職員の人数を決めて35人とするのはそもそも間違っていると思います。その地域の事情にあった人数を積み上げていった結果、極端に言えば山北地区は35人、荒川地区は30人ということであれば話はわかりますが、私は非常に危険な考え方だと思うので、ぜひ一考をいただきたいと思います。選挙でも山北地区は22の投票区があります。奥地では

場合によっては繰上げをしなければならないというような地域事情もあるわけですから、適正な配置の基に職員数の決定をしてもらうということで、ぜひお願いしたいと思います。

もうひとつ、組織体制の確立ということで、必ずしも同じ係が各支所にある必要はないと思いますので、地域に合った係を配置するという柔軟な発想で組織体制を見直してもらいたいと思います。

部長： 基本的な方針については今言われるとおりの方針です。確かに合併して1年、2年、荒川地区から山北地区まで状況を把握する中で、今のようなご意見もありました。それを積み上げて、大きな方針として23年度に向かっては50人、目標とする28年度末については35人というものを出したところです。ただ「村上市行政改革大綱前期実施計画」にもあるように、23年度から部制がなくなり、全て課ということになります。その中に23年度に再編した行政の組織と職員の配置等を検証して後期に向かわなければならないというのは、先ほど申し上げたとおりですので、地区の特徴や地理的なものを考慮する部分、協働のまちづくりが進んでいく中で検討しなければならない部分が出てくると思いますので、今のご意見については1度決めたので全く手直しなしということではなく、大いに議論していきたいと思っております。

それから、行政改革推進委員会の委員からは、何を差し置いても職員の支所間の人事異動は必ずやってほしいということを強く言われました。荒川地区出身の職員が荒川地区に中心的にいるということが、そもそもダメだということに言われましたので、荒川地区から山北地区まで職員が組織的に異動して一体性のある市を目指し、その中でそれぞれの地域の良さを別の地域の職員が赴任することでわかってその地域の良さをさらに引き出すということをやっていかなければならないという答申をいただいております。例えば、地域づくりであれば地域のことを良く知ったものでなければならないというご意見もあります。その整理は必要ですが、ある面では柔軟に、ある面では地域を良く知る職員の配置ということを十分配慮する形で検討していかなければならないということだと思いますので、今後35人という数字が変わらないということではなく、その後に向けて検討していくということでご理解いただければと思います。

ただ、職員全体としては目標に向かって3割補充をし、人件費にかかっていた部分をそれぞれの地域に住民サービスとして還元する原資として作り出そうというのが合併時の大目標でありますので、職員の減についてはできるだけ方針に沿って減らしていきたい。その中で協働のまちづくりで地域の皆様の力を借りる部分、もしかすると今行っているものを止めて新たな行政手法に切り替えていくということが出てくると思っております。

会長： ありがとうございます。35人体制ということで住民にもそれで支所が大丈夫なのかという不安もありますので、検討していただければと思います。

その他ございますか。

委員： 意見書の1から4までに関連した方針の中で、組織はもとより研修等により地域づくりへ関わっていく職員の育成を図っていくということですが、研修という

のは机上の論理の研修ではなく、実践の研修をしていただきたいと思います。机上の論理として頭でわかっている、実際動かない。例えば職員も地域に帰れば一住民です。住民として地域の活動に積極的に参加するということが必要になってくると思います。全職員とは言いませんが、地域の人の声を聞きますと、一度も出てきたことのない職員が数多くいるということで、それは協働のまちづくりから外れているということなので、頭の中で協働のまちづくりと言っている、実践が伴わなければ住民はついていけないと思われま

す。協働というのはあくまでもお互いに歩み寄ることが必要だと思っておりますので、職員には地域住民としての活動には積極的に参画するようということも、強制はできないにしても、半強制くらいにさせていただきたいと思っております。我々もいろいろな地域づくりの活動をしているわけですが、もちろんボランティアでしているので、できる限り職員も活動に参画するようさせていただきたい。それが協働のまちづくりの基本だと思われま

部 長： 職員の研修については、大きく二つあります。23年度から自治振興課、自治振興室というのをつくりまして、直接そこで携わって、地域の協議会づくりを皆様と一緒に検討していく職員のレベルアップというのが一つありますし、その他の職員全てが今言われるように、地域に帰れば皆同じというレベルにならないと協働のまちづくりは絶対に進まない、いろいろな形できっかけ作り、研修の仕掛けをしていかなければならないと市長も常々話をしておりま

す。山北地区と関わりの深い小田切先生のお話等についても今の段階から計画して、いろいろな形で検討していきます。形はいろいろあると思っておりますが、市の職員が「あの人がいるのであればやろう」と信頼される職員になっていかなければならないと思っております。そして自治振興室の職員だけが目立たないような組織をつくるため、バックアップしていく研修でありたいと思っております。

委 員： 確かに合併3年目になって、協働のまちづくり基本計画というものを立ち上げなければなりません、旧市町村でそれぞれやってきたものがあるわけで、その名残がいろいろ出てくると思っております。何年計画で進めても、雇用問題、高齢者対策等が毎年変わっているような状況なので、基本計画の中においてもそういった細かいところまで出していかなければ、これから問題がいろいろ出てくると思っておりますので、地域の声をこれからの参考にしていただければと思っております。

部 長： これまで何十年と積み上げてきたそれぞれの自治体のやり方、または地域づくりに相当差があり、それをどうしても一つにするということではなく、基礎となる部分は皆で確認し、地域の活性化の部分については地域に合ったやり方というような手法も活かしていかなければならないと思っておりますので、地域の良さが薄れることのないようにいろいろなご意見をいただいて、積み上げをしていきたいと思っております。

会 長： その他皆さんありますでしょうか。

委 員： 今回初めて委員となりましたが、名簿を見て村上地区は区長で、山北地区は総

代となっていますが、これくらいは直していかないとまちづくりはできないと思いますので、行政で先導して速やかに直すような方向にしてもらいたいと思います。

部 長： 基本的には市からは嘱託員という統一した名前をお願いしています。それぞれの地域で運営しておられますので、その議論がどのように進んでいるかは自分のほうでは承知していませんが、市がお願いしているのは統一してやっております。自治に戻ってどういう呼び名でやろうとするかは、今までどおりをイメージして向かっているのではないかと思います。間違いはないでしょうか。

委 員： 全部で270くらいの自治区があるわけですが、呼び方が違います。もう一つ違うのが事業年度です。1月から12月までのところと4月から3月までとしてやっているところがあり、行政からは非常勤特別職という扱いです。集落づくりの問題なので行政が関わるというより、こちらのほうでどうするかということを実際は決めるべきで、行政から区長や総代にしなさいというのはいかなるものかと思うので、区長会等で決めるべきです。しかし、それぞれの歴史などがあり、いつかは決めなければならないという話がありますが現状は未定です。

会 長： それぞれの地域で問題はありますが、早いうちに統一をしていければと思います。続いて公共交通についてご意見ありましたらお願いします。

委 員： 公共交通機関というのは山北地区にとっては強く押していきたいもので、医療・福祉の関係からどうしても避けて通れないものだと思います。荒川地区のように半径2キロの地域と山北地区のような半径30キロの地域。村上の中心地に行くのに片道1時間かけて行くというのは、私のような年になると大変きついことなので、そういったところに早めに力を入れていただければと思います。

旧山北町で高齢者に対してゆり花温泉に100円で入浴してもらえるとということで打ち出したものが、結局温泉近くに住んでいる人はありがたく利用をしていますが、遠いところは足代が高くついてしまいます。海岸線は温泉まで行けるバスがないので「湯ったり塾」というものをつくり、塾生として行政のバスが運行する。そういうことであれば100円の温泉利用が平等になるという考えからゆったり塾というものができたわけです。

村上の中心地の医療機関へ行くための公共交通機関というものを医療と福祉の両面からなるべく早く達成していただきたいと思います。

部 長： 公共交通のことについては、昨年アンケートをさせていただいたり、山北地区の7箇所懇談をさせていただき、それを基に素案を作りました。山北地区を中心に行いましたが、全市を対象とした素案を今年度作り、来年度から全部というわけにはいきませんが、実際走らせて検証するというので、国の支援もいただきながら何箇所か走らせようと考えています。ただし、3年間国の支援があったときは走らせたが、4年目から支援がないから止めましたという話ではできないということで、3年経過しても同じような形で運行するためには行政の負担、利用者の負担はどれくらいであれば長く続けられるのかということを検証していかなければ意味がないと思われます。数多く足があればいいですが、負担が追いつかないとか、利用したい時に来ないというようなところを地域の皆さんと相談して

話を積み上げて、長くご利用いただけるような仕組みであるべきでないかということを検討する中で、今走っているような大型バスを今走っていないところで走らせるのではなく、例えば必要なときだけ予約をいただいてジャンボタクシーが走るということや、同じ路線で同じような時間に学生のバスが運行していたりするので、これをうまく利用できないかなど、いろいろな議論をしています。できるだけ低負担で長くご利用いただけるものを作り上げられればと思っておりますし、福祉に関わるような交通弱者の移動手段等については、公共交通と別に福祉関係の有償バスのようなものを併せて検討していく必要があると、担当部署にお願いして議論できるようにしております。

270の自治区があるので皆さんが満足できるようなものを一挙にというわけにはいかないと思います。下海府の方の話で、村上中心地の医療機関へ通うための足は我慢してもいいが、1週間に1度、勝木、府屋で買い物できるバスをなんとかしてもらいたいということを言われました。いろいろな事情がありますので、どういう仕組みが一番いいのかというのを十分検討し、長続きするものを作り上げたいと思っております。足の確保を皆で議論するというのは協働のまちづくりそのものだと思いますので、なんとかお力添えをいただいていいものを作りたいたいと思っております。

会 長： 公共交通には検討委員会も設置いたしました。第1回の会議も開催し視察も行いましたが、これから検討していただいて、できるだけ早くやっていただきたいと思っております。

事務局： これまでの全体を通して皆さんからご質問等あればお願いします。

会 長： その他皆さんからご意見、ご質問ありませんか。

副会長： 一番必要なのは若者の定着と人口の増加だと思いますが、そのためには経済が伸びなければ若者の定着もなく、少子化の問題などがここに付いてくると思いますが、この中に豊かな地域資源を活用した産業の創設とありますけれども、地域振興、産業育成ということをもっと大きく取り上げてもらって、真剣に考えていただきたいと思っております。こういう方針はいつでも出てきますが、具体的な方策などはなかなか指導もありませんので、もう少し具体的な指導や関係機関、団体に働きかけ、力を入れていかなければ、少子化問題も、若者の定着の問題も解決しないと思っておりますので、強く進めていただきたいと思っております。

部 長： 6月の議会の中でこれを取り上げてご質問している議員の皆様もあります。もう少し具体的な発想で仕掛けていかなければならないのではないかというご意見をいただいています。農だけでなく、農に商工を足して付加価値をつけるような取り組みを具体的にしなければならぬという話もでておまして、そのとおりだと思っております。それぞれの部門で工夫しておりますが、なかなか一長一短にしかならないということがあります。

補助金の中に、産業活性化の支援補助制度がありまして、毎年市報に載せて募集しております。多くの皆様から応募いただいて、認定をいただければと思っております。それから企業の奨励条例についてであります。合併前の市町村で企業に来ていただくために支援するという制度はありました。例えば旧山北町も

一定の規模の企業が来た場合、3年間固定資産税を免除するという制度がありましたが、これをベースに現在の条例はなっているのですが、今の時代にそれだけでいいのだろうかという見直しを担当部局でしており、旧村上市では一定の従業員数で、一定の面積、規模であれば企業進出の際に求める土地について、土地の取得費に対して補助金を出すという制度があり、新市では旧村上市からの持ち上がりで、村上地区の工業団地にジャムコという航空会社がありますが、その会社の拡張で約2万㎡の土地にこの条例を適用して、約5千万円の支援をしております。

今ある条例を見直して、企業の皆さんに来ていただくというような条例に変えていくべきではないかということで検討し、できれば今年度直したものを議会に上げたいという準備をしているようですので、いろいろな形で取り組みをさせていただきたいと思っております。

会 長： その他にありますでしょうか。

委 員： ありません。

会 長： それではいろいろなご意見がありましたが、この件についてはこれで終わりトさせていただきます。

6 議事

今年度の地域審議会の進め方について

会 長： 次に6番の議事に入らせていただきます。「今年度の地域審議会の進め方について」お話をお願いしたいと思います。

事務局： 資料5をご覧ください。資料5に「今年度の地域審議会の進め方について」記載してあります。

地域審議会の役割としては、資料2の地域審議会の設置に関する協議書に記載がありますが、市長の諮問に応じて審議、答申をすること。必要に応じて地域の施策等について市長に対し意見を述べるということがこの審議会の役割として挙げられております。

今年度は市長からの諮問事項がございませんが、平成23年度からの行政改革大綱に基づく大幅な機構改革や「村上市総合計画」に基づく市民協働のまちづくりが始まりますので、これらについて地域審議会でご意見をお伺いしたいと考えております。

今年度のスケジュールにつきましては、本日を含めまして4回予定しております。内容については資料にスケジュール等ということで記載しています。2回目は9月ということで予定しておりますが、市民協働のまちづくりの指針について市から説明をし、それに対する質疑等を次回に行いたいと考えます。3回目につきましては市民協働のまちづくりの指針について、山北地区の審議会としてどのような方向性でいったらいいかという議論を皆さんでやっていただいて、村上市全体としての協働のまちづくりの方向性について皆さんからご意見を伺うという場にしたいと考えております。4回目につきましては、村上市全体の協働のまちづくりの指針、方向性がある程度定まったところで、山北地区においてどのよう

な方向性に基づいて協働のまちづくり、地域づくりを進めていくべきかという議論を最終的にしていただいて、23年度からの地域づくり、協働のまちづくりにつなげていきたいと考えております。

これらのスケジュール、審議会の協議内容について皆さんからご意見をいただきたいと思っております。以上です。

会 長： これからもう3回ということですが、これに対して皆さんご意見ありますでしょうか。

委 員： 9月上旬まで市民協働のまちづくりの指針ができるということですが、指針を作る前に、行政としてどの地区に対してもスタートラインを一つのところに絞って、足並みを揃えて進めなければならないということもあるかもしれませんが、それぞれの地区によって地域の特性や今までやってきたことなど、一本の線に並べた場合、5地区が1本の線には並べないのではないかと思います。

例えば通信簿で5を取っている人、4の人、1の人とあるかもしれない場合、3に照準を当てようなど、幅を広げてできるだけみんなが一緒に進めるようにとは進んでほしくないです。狭くても先に行く人は先に行ってほしい、先に行った人の後姿を見ながらという人もあっていいと思うので、必ずしもスタートラインを同じ線に引かないでほしいということと、そのような方針を立てないでほしいということを目指針作りについてお願いしたいと思っております。

部 長： 協働のまちづくりの指針については、基本的な大きなものは行政改革推進委員会で定めさせていただきまして、これは基本的で一般的な指針です。それぞれの地域の積み上げが違うので、全部形ができてから一斉にスタートしましょうということでもなくとも、この取り組みは中だるみをさせてはいけないという思いがあるのだと思っております。他の地域でも同様の発言をいただいたものもあります。逆にこれと全く反対のご意見もいただいて、何もわからないのにできるところだけ進んで自分たちだけ取り残されるのはどういうことなのかというご意見もいただいておりますけれども、果たして同一に動き出すのが一番いいのかということがあります。

ただ、今回の地域づくりに、今まで経験したことのないような財政支援をしていくべきだと行政として考えております。できるところとできないところの整理は非常に難しいと思っておりますので、もう少し手法等については勉強させていただきたいと思っております。全てのところが準備できるまで待つというのはどうなのかというのは、よくわかります。

委 員： 23年度から始めるということですが、22年の11月上旬に指針についての意見集約をすることとなっていますが、予算の絡みは11月で問題ないのでしょうか。

支所長： 基本的に今年度は協働のまちづくりの方針を皆さんに周知して、実際は23年に組織の立ち上げをし、予算については24年度からということですが。

室 長： 基本的に皆さんに意見を頂戴したいのは、この地域にあった協議会は一つなのか五つなのかわかりませんが、この地域にあったものはこうですという方針を定めていただきたいと思いますし、財政支援の内容もこういうものはすべきというものがほしいわけです。

ただ、市で全地区統一してたたき台を作り、こういうものがありますがどうでしょうかという意見を第3回目で集約していただきたいので、第2回目にはご提案をしたいと考えています。23年度については、まだ不透明な部分が正直あります。実際24年度からになる可能性もありますし、スタートの今年はバラバラでいいのですが、統一しておかなければならない部分はしっかり統一しておかなければならないと思っております。

委員： ハードの部分の補助なり支援は当たり前でいいのですが、そこに至るまでの組織の立ち上げや、やる気を起こすまでが一番重要です。組織ができて、やる気が出てしまえば何もすることはありません。その前段にどういうことをするか、お金だけの問題ではなくて、行政の直接的な関わりや説明やコミュニケーションの場というのが大切なので、その部分をよく考えないと名前だけで終わってしまう感じがしないわけではありません。それを十分に考慮したほうがいいかと思えます。そうすると若干立ち上げ経費の補助や支援というものが絡んでくると予算に絡んでくるので、あえて申し上げました。

委員： 地域に目を向けた目配り気配りが、少し足りないと思います。いろいろな会議に行っていると、どうしても旧村上市方式と言えば語弊があるかも知れませんが、そういう流れに持っていつている感じがしないわけではないので、やはり地域の声をもっと吸い上げて、地域から元気が出ないと中央も元気になるわけではないので、やっていただきたいと思えます。

会長： これからそういうことを議論しながら集約していくことになろうかと思えます。

部長： 協働のまちづくりは山北地区でずっと積み上げてきたやり方を全市で同じようにやろうとしてもうまくいかないと思えますので、ご意見をいただきたいというのが先ほどからの話で、特に協議会をこのように考えていますというのを次に持って来たいと思っておりますので、そのときに、そういう地域分けではうまくいかないなどのご意見をいただきたいと思っているのが一つです。もう一つは、今までと違った形で、地域でかなり自由に使えるような支援ができないのかと思っておりますので、しっかり理解して立ち上げるまではこういう支援が大事だというようなことをお聞かせいただいて作り上げていきたいと思っておりますので、2回目にある程度のものを提示できると思えますが、よろしく願いいたします。

会長： この件につきまして他に何かありますか。

委員： ありません。

会長： これから4回の審議会でも検討しながら方向性を出していきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

7 その他

会長： それでは7番目のその他につきまして支所長からお願いします。

支所長： それでは先ほど支所庁舎の建設ということでご質問がありました。現在の状況を報告したいと思います。山北支所の支所庁舎建設検討委員会を設置させていただきました。委員の方は各集落自治組織、産業、文化、福祉団体などから7名の方をお願いをしております。

第1回目を5月28日に実施しました。委員会に先立ちまして、旧山北分校、山北支所庁舎の内部がどういう状況なのかということをご確認いただいて、その後意見交換を行いました。

支所の果たす役割については、協働のまちづくりに向けた庁舎づくり、憩いの場、コミュニティの場が必要であるなどの意見が第1回目では交わされておりま
す。一番大きなこととして、支所庁舎の建設位置については現在の場所が適当であるというご意見が全員の共通した意見でした。第2回目ですが、6月8日に開催しております。このときは、支所の果たすべき役割・機能、コンセプトについて意見交換をしております。

その中でいろいろなことが出てまいりました。人に優しい庁舎、環境に優しい庁舎など、中身については省エネや防災面についてです。それから行政サービスを安定して供給できる安心な庁舎、一丁有事の際の防災の拠点になれる庁舎、コミュニティ活動の交流の拠点となるような開かれた庁舎、愛着を持たれるような庁舎ということで地域の皆さんが気軽に集まれるような庁舎にしてはどうかというようなご意見が出されました。

今後は具体的に庁舎の規模や部屋数などのご意見を皆さんからいただきたいと思っております。

最後に参考に他の庁舎を見てはどうかということで、酒田市の八幡総合支所という多機能な支所庁舎がございます。人口的にも面積的にも旧山北町と同じようなところですので、7月初めに視察に行く計画をしているところであります。

続いて、流れということになります。1回目、2回目と委員会を開催し、今回この審議会に中間報告ということで報告をさせていただきました。今後3回目、4回目と会を重ね競技設計の仕様書が作成できるようにやっていきたいと考えておりますし、検討委員会のご意見と合わせ、行政としての検討をしていきたいと考えております。そして、今年度中に競技設計をし、そこから実施設計をしていただく業者を選定して、来年度の建築に向けて取り組んでいきたいと考えております。今日お配りした資料には不確定部分が多々ありますので、留めておいていただければと思います。よろしく願いいたします。

会 長： これに対しまして皆さんご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

副会長： 次回の検討委員会にはこの地域審議会の意見を含めて再検討と考えておりますので、ご意見をお願いしたいと思います。

会 長： 皆さんいかがでしょうか。

委 員： ありません。

事務局： 補足をさせていただきます。本日事前にこの資料を配付させていただければ良かったのですが、ただ今追加で配付しましたので、もしよろしければ帰られてからコンセプトや考え方についてご意見がありましたら、事務局の地域振興課にお電話でも結構ですがお寄せいただければと思います。

会 長： その他皆さんから何かありますか。

委 員： ありません。

会 長： それでは以上をもちまして終了させていただきます。これで議長の任も解かせ

ていただきますが、皆さん長時間に渡りましてありがとうございました。

事務局： 慎重審議ありがとうございました。本日予定していた日程につきましては、全て終了いたしましたので、最後に副会長から閉会のごあいさつをお願いいたします。

副会長： 皆さん長時間に渡りましてご審議いただきありがとうございました。本日は市の方針に対しましてさまざまな提案がされましたけれども、これから具体的な問題について検討していきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。今日はどうもありがとうございました。

8 閉会(11:40)